

情報提供

那医発第 309 号
令和 8 年 7 月 29 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「第 3 回沖縄世界空手大会における感染症強化サーベイランスへの協力について（依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 680 号

令 和 8 年 7 月 27 日

地区医師会感染症担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 仲村 尚司

（公印省略）

第 3 回沖縄世界空手大会における感染症強化サーベイランスへの協力について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、沖縄県保健医療介護部から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

さて、本県では、令和 8 年 7 月 30 日（木）から 8 月 2 日（日）までの期間中、沖縄コンベンションセンターを主会場として「第 3 回沖縄世界空手大会」が実施されます。

本大会の開催に伴い、国内外から多数の来沖者が見込まれていることから、現在、県内で発生していない感染症の探知に注意を払う必要があります。

本件は、感染症の早期探知と感染拡大の防止を目的に、「感染症強化サーベイランス」を実施することから、医療機関において感染症強化サーベイランスへの協力をお願いするものです。

なお、医療機関への主な依頼内容は、①感染症法に基づき届け出すべき感染症（全数把握対象疾患）を診断された場合は、所在地を管轄する保健所への速やかな発生届提出、②届出対象患者が、本大会の参加者、関係者、観客のいずれかに該当するかの確認、③感染症患者の来院に備えた標準予防策の徹底・院内感染マニュアル等の事前確認を行った上での院内感染対策の実施、④外国人患者の来院を想定した、電話医療通訳サービス利用の検討依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

● 第 3 回沖縄世界空手大会における感染症強化サーベイランスへの協力について（依頼）

（令和 8 年 7 月 21 日 保地第 720 号）

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良

TEL:098-888-00887

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



保 地 第 720 号
令和 8 年 7 月 21 日

一般社団法人 沖縄県医師会長 殿

沖縄県保健医療介護部
地域保健課長
(公印省略)

第3回沖縄世界空手大会における
感染症強化サーベイランスへの協力について (依頼)

平素より感染症予防対策に関し、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では令和8年7月30日から8月2日までの間、宜野湾市の沖縄コンベンションセンターを主会場とした「第3回沖縄世界空手大会」が開催されます。本大会開催に伴い、国内外から多数の来沖者が見込まれることから、現在県内で発生していない感染症の探知に注意を払う必要があります。そのため、感染症の早期探知と感染拡大の防止を目的に、別添実施要領のとおり「感染症強化サーベイランス」を実施いたします。

つきましては、各医療機関において下記のとおり感染症強化サーベイランスへご協力いただきますよう、各地区医師会及び貴会員（貴会関係機関）へ周知方お願いいたします。

記

1. 依頼内容

- ・ 感染症法に基づき届出すべき感染症（全数把握対象疾患）を診断された場合は、所在地を管轄する保健所へ速やかに発生届の提出をお願いします。
- ・ 届け出対象の患者が、本大会の参加者、関係者、観客のいずれかに該当するかの確認をお願いします。該当する場合は、その旨を発生届の備考欄に記載してください。

〔備考欄に記載する内容〕

- ・ 本大会の参加者、関係者、観客のどれに該当するのか
- ・ 大会に参加した日時 等
- ・ 感染症患者の来院に備えて、標準予防策の徹底や院内感染マニュアル等の確認を行い、各医療機関の状況に応じた院内感染対策を実施していただきますようお願いいたします。
- ・ 外国人患者の来院を想定して、電話医療通訳サービスの利用を検討ください。「おきなわ医療通訳サポートセンター」では、電話機の受け渡し又は映像端末での通訳の提供が可能です。

【電話・映像医療通訳サービス 0570-050-232 24時間・365日対応】

2. 強化サーベイランス実施期間

令和8年7月23日（木）から8月16日（日）まで

3. 添付資料

- ① 第3回沖縄空手世界大会における感染症強化サーベイランス実施要領
- ② リスク評価に基づく重点疾患候補一覧（沖縄県感染症情報センター作成）
- ③ おきなわ医療通訳サポートセンター案内

【担当】地域保健課 感染症予防班 岡野、宮平

TEL：098-866-2215

E-mail：okanosho@pref.okinawa.lg.jp

第3回沖縄空手世界大会における感染症強化サーベイランス実施要領

1. 目的

沖縄県では令和8年7月30日～8月2日に、宜野湾市内の沖縄コンベンションセンターを中心に「第3回沖縄空手世界大会」（以下、大会とする）が開催される。本大会では国内外から多数の来沖者が見込まれるため、感染症の急激な増加や健康危機事案の早期探知を目的として、感染症強化サーベイランスを実施する。

2. 実施主体 沖縄県

3. 実施期間 令和8年7月23日（木）から令和8年8月16日

4. 実施方法

（1）実施機関

県地域保健課、大会事務局（県空手振興課）、県保健所、那覇市保健所、県衛生環境研究所感染症研究センター（感染症情報センター）、県薬務生活衛生課、疑似症定点医療機関等の医療機関、国立感染症研究所実地疫学研究センター・実地疫学専門家養成コース

（2）実施内容

① 全数報告対象疾患及び定点報告対象疾患の強化

全数報告対象疾患のうち「麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症（IMD）、腸管出血性大腸菌（EHEC）感染症、蚊媒介性感染症（デング熱等）」を強化対象疾患として、医療機関に対して保健所への迅速な報告を依頼する。

医療機関は、全数報告対象疾患の患者を探知した際、当該患者が本大会の参加者・関係者・来場者（以下「大会参加者等」という）に該当する場合は、発生届の備考欄にその旨の記載を行う。医療機関が感染症サーベイランスシステム（以下「システム」という）を利用できない場合は、発生届を受理した保健所がシステムへ入力する。

県地域保健課は、システム等から保健所が探知した情報を収集する。リスク評価や異常探知時の確認等のため、追加で情報を必要とする場合は、保健所等に対し確認を行う。探知した情報は、沖縄県感染症情報センター等関係機関との協議によりリスク評価を行い、日報にまとめて発信する。なお、定点報告対象疾患を含め、他にも注目すべき事案があれば、日報に追加掲載する。

② 疑似症定点サーベイランスの強化

県内8箇所の疑似症定点医療機関に対して、保健所への迅速な疑似症の報告（疑い例を含む）を依頼する。疑似症定点医療機関からシステムで報告される患者情報のうち、大会参加者等に該当する症例は、医療機関または保健所が備考欄にその旨の記載を行う。県地域保健課は、収集した情報について、上記①と同様にリスク評価を行い、日報で発信する。

③ 救護所サーベイランス

大会会場内の救護所にて探知した感染症を疑う体調不良者の情報、医療機関への搬送状況等について、県地域保健課は大会事務局を通じて情報を収集する。県地域保健課は、収集した情報について、リスク評価や異常探知時の確認等のため、追加で情報を必要とする場合は、大会事務局に対し確認を行う。

④ 大会事務局サーベイランス

大会事務局にて、救護所以外で収集した感染症を疑う体調不良者の情報について、県地域保健課は大会事務局を通じて情報を収集する。県地域保健課は、収集した情報について、リスク評価や異常探知時の確認等のため、追加で情報を必要とする場合は、大会事務局に対し確認を行う。

⑤ メディア等イベントベースサーベイランス（EBS）

感染症情報センターにて収集したメディア等を通じた国内外の感染症に関する情報について、県地域保健課は情報提供を受ける。県地域保健課は、県感染症情報センター等との協議によりリスク評価を行い、関係機関に情報提供する。

（３）期間中のタイムスケジュールと日報作成の流れ

- ① 各機関は、前日から当日にかけて取得または作成した各強化サーベイランスの情報を、11 時までに県地域保健課へ情報提供する。
- ② 県地域保健課は、11 時より、取得した情報を基にリスク評価を行う。必要に応じて、保健所・感染症情報センターと協議し情報収集等の対応を行う。
- ③ 県地域保健課は、17 時までに、各強化サーベイランスの情報と評価コメントを記載した日報を作成し、関係機関に発信する。追加で情報収集等の対応を行った場合は、その結果（経過）も関係機関へ情報提供し、注意を促す。

（４）情報共有・連携の方法

- ① 県地域保健課は、作成した日報は毎日、EBS は提供がある都度、（１）実施機関にメールで提供する。
- ② サーベイランス実施期間中は、県地域保健課、県保健所、那覇市保健所、県衛生環境研究所及び国立感染症研究所実地疫学研究センター・実地疫学専門家養成コースにて Web ミーティングを開き、情報共有を行う。ミーティングの頻度は、大会開催期間外は週に 1 回、大会開催期間中は 2 日に 1 回とし、状況に応じて頻度を増やすこととする。
- ③ 緊急で感染拡大防止対策等の強化を図る必要がある場合は、適宜関係機関で情報共有を行う。

（５）大会参加者等、県民への情報提供

県地域保健課は、大会事務局と連携し、大会参加者等に感染症予防の普及啓発や体調不良時の対応方法について情報提供を行う。

また、大会参加者等や一般県民に対して、幅広く注意喚起が必要な感染症が発生した場合は、「沖縄県感染症発生時の公表基準」に基づきプレスリリースを行う。

〈 参 考 〉

① 全数報告対象疾患及び定点報告対象疾患の強化

全数報告対象疾患のうち「麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症（IMD）、腸管出血性大腸菌（EHEC）感染症、蚊媒介性感染症」を強化対象疾患とし、その他注目すべき事案及び定点報告対象疾患のうち注目すべき事案について、日報で発信する。

報告機関	全医療機関	全数報告対象疾患 ※強化対象5疾患について日報で発信 注目すべき事案があれば日報で発信
	定点医療機関	通常のサーベイランス報告として、週報または月報で発信 ※注目すべき事案があれば日報で発信

② 疑似症定点サーベイランスの強化

県内8箇所の疑似症定点医療機関から報告される疑似症について、日報で発信する。

報告機関	疑似症定点医療機関 (8箇所)	疑似症の届出基準の定義を満たす者を診察した医療機関は、システムにて管轄保健所に届出を行う。 県地域保健課は日報で発信。
------	--------------------	--

【疑似症定点サーベイランス】

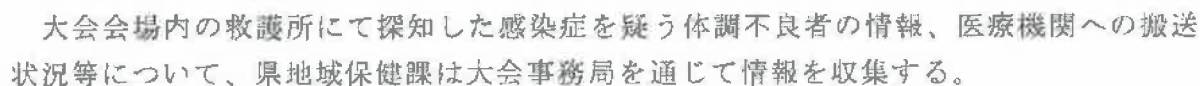
感染症法施行規則に定める疑似症について疑似症定点医療機関から報告される疑似症定点サーベイランスは、平成20年4月から実施されている。この疑似症定点サーベイランスを行うことで、原因不明の感染症疾患が発生した場合に、その動向を把握できるシステムである。

「疑似症報告基準」

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状で、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

ただし、当該症状が2～5類感染症の患者の症状であることが明らかである場合、感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかである場合は届出の対象とならない。

全数/定点報告対象疾患および疑似症サーベイランスの強化 対応フロー図



④ 大会事務局サーベイランス

大会事務局にて、救護所以外で収集した感染症を疑う体調不良者の情報について、県地域保健課は大会事務局を通じて情報を収集する。

